徳島	0.893
香川	0.892
愛媛	0.894
高知	0.891
福岡	0.909
佐賀	0.901
長崎	0.893
熊本	0.896
大分	0.899
宮崎	0.892
鹿児島	0.890
沖縄	0.902

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
76未満	0.80
76以上153未満	0.85
153以上	0.95

⑵　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
76未満	0.80
76以上306未満	0.85
306以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗率
北海道	1.011
宮城	1.051
埼玉	1.041
千葉	1.022
神奈川	1.258
新潟	1.056

徳島	0.892
香川	0.890
愛媛	0.893
高知	0.889
福岡	0.909
佐賀	0.900
長崎	0.896
熊本	0.892
大分	0.898
宮崎	0.891
鹿児島	0.888
沖縄	0.900

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
81未満	0.80
81以上162未満	0.85
162以上	0.95

⑵　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
81未満	0.80
81以上324未満	0.85
324以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗率
北海道	1.010
宮城	1.048
埼玉	1.039
千葉	1.021
神奈川	1.242
新潟	1.052